

個別避難計画作成業務に関する
質疑応答集

令和6年2月1日

今治市福祉政策課

I 全般

問1 今年度の計画作成対象者について、詳しく教えてください。

答 令和5年度の個別避難計画作成対象者は、

- ① 要介護認定3以上を受けている65歳から74歳までの者（単身世帯）
- ② 要介護認定3以上を受けている75歳以上の者（75歳以上のみの世帯）
- ③ 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者（単身世帯）
- ④ 療育手帳Aを所持する知的障害者（単身世帯）
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障害者（単身世帯）
- ⑥ 上記に準ずる者で避難支援が必要であると認められる者

になります。

高齢者は、要介護認定3以上であっても、75歳未満の家族と同居している場合は対象者となりませんのでご注意ください。

また、身体・知的・精神障害者の方は、単身世帯のみとなります。

その他、計画作成対象者は在宅で生活する方を対象としますので、サービス付高齢者住宅等、施設に入所されている方は対象外となります。

問2 個別避難計画作成対象者のうち、「⑥上記に準ずる者で避難支援が必要であると認められる者」とはどのような方ですか？

答 高齢者で75歳未満の家族と同居している場合であっても、同居者が何らかの理由で避難支援を行うことが困難な場合、または、要支援者が難病等により同居者以外の支援を必要としている場合等を想定しています。また、家族が日中仕事で家にいない場合は、仕事の特殊性等により災害時に自宅に駆け付けることが困難な状況にある場合に個別避難計画を作成してください。

その他、判断に迷う場合は、福祉政策課へお問合せください。

問3 障がい者のみの世帯、手帳の等級は低い重複している方、親が介護保険で子が障がい福祉サービスを利用している世帯、障がいのある親と乳幼児の世帯なども避難に支援を要すると思われるが、リスク層はどこに該当し、どの時期に避難計画を作成するのか。

答 計画作成対象者の範囲には入らないが、避難に支援を要すると判断される世帯については、⑥に該当する可能性があります。

個別避難計画の作成が必要かについて、福祉政策課へお問合せください。

問4 計画の更新頻度を教えてください。また、更新の度に委託料は発生しますか。

答 対象者が転居した場合は、避難所、避難経路が変更となることから、その都度、計画書を更新してください。（入院・施設入所を除く）

要介護等認定をお持ちの方は、個別避難計画作成時から1年を超えて、介護認定区分の更新等を行う際、計画の見直しをお願いします。

障害手帳等をお持ちの方は、概ね2年を目途に計画内容の見直しをお願いします。

ただし、計画書の記載内容に変更がない場合は、更新する必要はありません。

更新した場合の委託料は、2,200円です。（新規は4,380円）

問5 居宅介護支援事業所の変更や入所・入院等が発生した場合は、市に都度報告する必要があるか。その場合、避難支援協力者への情報提供が必要か、また、個別避難計画の再度の見直しが必要になるか。

答 提出された個別避難計画は、避難行動要支援者名簿として登録され、1年に1回民生児童委員さんに在宅の状況を確認して頂く予定です。従って、要支援者が入所・入院した場合の市への報告は不要です。

居宅介護支援事業所が変更となった場合は、変更先の事業所にケアプラン等の引継ぎとともに、個別避難計画の作成の有無をお伝え願います。

避難支援協力者への情報提供は、要支援者自身の意向に沿った形でご対応ください。

問6 個別避難計画作成にあたり、事前に委託事業所が作成することを今治市から何らかの方法で周知していただけるのか。

答 避難行動要支援者支援制度のリーフレットを変更し、市ホームページに掲載しました。リーフレットは福祉専門職から要支援者やその家族への説明にご活用していただくほか、毎年度12月に新たに登録対象となる人への通知案内に同封し、制度の周知普及に努めます。

問7 介護保険と障がい福祉サービスを併用している方は、どちらの事業所が作成するのか？

答 原則、居宅介護支援事業所を優先して作成をお願いします。但し、居宅介護支援事業所と計画相談支援事業所双方合意のもと、どちらか一方が作成して頂いて問題ありません。委託料は個別避難計画書を作成した事業所が請求してください。

問8 ミドルリスク層の対象者は要支援1・2のみで、事業対象者は含まれないのでしょうか。

答 事業対象者は含みません。

問9 個別避難計画書は市に提出した後、どこまで共有されるのか。

答 提出された個別避難計画書は、市のシステムにて情報を保管し、市と個人情報保護を目的として協定を締結した地域の避難支援協力団体（民生児童委員・自治会・自主防災組織、消防団、警察署、今治市社会福祉協議会）に名簿情報（要支援者の氏名、住所、連絡先、生年月日、協力者の氏名、連絡先、避難場所）を提供するものです。その他の個別避難計画の情報につきましては、避難支援団体の求めに応じて、避難訓練を実施時する際等に提供する予定です。

なお、災害発生時は、本人の同意なく名簿情報、個別避難計画書を避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供します。

問10 介護保険サービスと障がい福祉サービスを併用している方について、障がい事業者が個別避難計画を作成した場合、介護保険事業者は個別避難計画書を共有することはできるか。

答 個別避難計画を作成した事業者が、本人及び避難支援協力者の同意を得ることで、他事業者と個別避難計画書を共有することが可能です。既に個別避難計画書が作成されているか不明な場合は、福祉政策課へお問合せください。

Ⅱ 同意書

問1 要支援者が避難を望まず同意を得られない場合は、どのようにすればよいですか？
また、その場合、福祉政策課へ報告が必要でしょうか。

答 個別避難計画は、災害対策基本法第49条の14第1項の規定により、本人の同意が得られない場合は、作成することができません。同意を得られない場合に福祉政策課への報告は不要です。

問2 要支援者が個別避難計画作成を拒否し、協力者であるご家族様が作成を依頼した場合、個別避難計画は作成できないのか。また、その逆パターンの際も同様に作成できないのか。

答 要支援者の意思で明確に計画の作成を拒否している場合は、個別避難計画を作成することは出来ません。協力者である家族が拒否し、要支援者が計画作成に同意している場合は作成できます。

問3 個別避難計画の提供に同意を得られなかった場合は、個別避難計画を作成できないのか。

答 個別避難計画は、作成に関する同意（災害対策基本法第49条の14第1項）と、提供に関する同意（同法49条の15第2項）があり、提供に関する同意のみ得られなかった場合は、個別避難計画を作成し、災害発生時に、本人の同意なく個別避難計画書を避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供します。

問4 個別避難計画の作成に関し、認知症やその他障害があり、十分な判断ができず、同意を得られない場合は、個別避難計画を作成できないのか。

答 要支援者が重度の認知症や障害等により、判断能力が十分でない人については、親権者や法定代理人等から同意を得ることで作成できます。また、この「親権者や法定代理人等」とは、同居の家族等も含め、本人の利益を守る観点から実質的に判断できる者であれば、要支援者に代わり、同意・不同意の判断を行う主体として差し支えないものと考えます。

問5 同意書に自署とありますが、意思疎通ができない、視力障害や全介助で書くことができない方については、どうしたらよいですか。

答 意志疎通ができない方については、Ⅱ問4のとおりです。身体状況により自署が困難な方については、同意を口頭によるものとし、その旨が書面で判断できるようにしてください。

Ⅲ 地区情報

問1 校区は小学校区ですか、中学校区ですか？

答 旧今治市内は旧小学校区、陸地郡部と島しょ部は、行政区での記載をお願いします。
民生児童委員の担当地区と同様となります。

問2 消防団はどこに問い合わせればいいですか？

答 消防団の管轄区域一覧を送付しますので、要支援者のお住まいの住所から判断してください。管轄区域一覧は今治市ホームページにも掲載されています。

(<https://www.city.imabari.ehime.jp/shoubou/shouboudan/>)

Ⅲ 避難判断

問1 家の建築年が不明な場合はどうすれば良いでしょうか。

答 家の建築年が不明な場合は「家を建てたのは昭和56年5月より前」にチェックを入れてください。

問2 家は、昭和56年5月以前に建てられているが、その後、耐震補強工事を行っている場合はどうするか。

答 昭和56年6月以降に自宅について、耐震補強リフォーム等を行っている場合は、「家を建てたのは昭和56年6月より後」にチェックを入れてください。

IV 避難所

問1 避難経路の安全なルートは、どのように判断すればいいですか？

答 自宅から避難所へ移動するルートにおいて、移動手段、本人の心身状況、ルート上で想定される危険（土砂災害、浸水、用水路の有無など）などを総合的に勘案してルート設定をお願いします。判断が困難な場合は、福祉政策課にお問合せください。

問2 要支援者のお住まいの地区によっては、指定されている避難所より、隣地区の避難所の方が近い場合もあるが、その場合、避難場所を隣地区避難所としてよいか？

答 問題ありません。

問3 避難所・避難支援協力者の選定や調整は、本人又は家族に決めてもらう対応で良いか。

答 ご本人や家族の意向に沿う形で作成してください。なお、本人や家族が避難所を選定する際は、地域のハザードの状況等の情報提供を行うよう努めてください。

問4 福祉避難所への避難が必要な要支援者について、介護支援専門員等が個別に福祉避難所と受入について調整した場合、福祉避難所の混乱が予想される。市で取りまとめることはできないか。

答 福祉避難所への避難が必要な要支援者のうち、日頃から当該福祉避難所として指定されているサービス事業所を利用している方については、介護支援専門員等から直接福祉避難所へ受入調整をお願いします。

その他の方については、市で取りまとめて受入調整を行いますので、希望する福祉避難所を仮記入し、個別避難計画提出時に福祉政策課にその旨お伝えください。

なお、福祉避難所の記入にあたっては、①「避難判断」において自宅を離れなければならない方かどうか、②対象者は、指定福祉避難所が公表している受入要件（IV問8参照）に該当しているか、を再度ご確認くださいませようお願いします。

問5 避難所の受入が困難な場合の避難所の設定や対応方法はどこに相談すればよいか。

答 福祉政策課にご相談ください。

問6 福祉避難所がいっぱいの場合、次の避難所を検討する必要がありますか。

答 計画した福祉避難所での受入が困難な場合は、福祉政策課にご相談ください。

問7 福祉避難所の受入に関し、あらかじめ要支援者と福祉避難所とで契約等を行う必要はありますか。

答 不要です。

問8 福祉避難所について、あらかじめ受入要件が公表されているとありがたい。

答 今治市の指定福祉避難所は、受入対象者の条件を特定した一覧表をホームページ上で公表しているので参考にしてください。

(<https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/sitei-hinanjo/fukusihinanjo.html>)

V 避難支援協力者

問1 支援協力者がいない、避難方法がない、家からどうしても離れたくない等の理由で「備えをして自宅待機」を選択するケースについては、この計画書の対象から外れますか？

答 個別避難計画書の作成対象外となるのは、計画作成に同意を得られない場合、又は今治市の計画作成対象者に該当しない場合のみとなります。

個別避難計画書は災害時に避難の実効性を高めるために作成するものであり、避難判断により自宅を離れる必要がある方については、その方法を模索していただくこととなります。家からどうしても離れたくない場合等の訴えがある場合は、要支援者自身の防災意識を高めることに努めてください。

問2 支援協力者が見つからない場合、居宅ケアマネ（相談支援専門員）はどこまで対応すれば良いですか？

答 介護支援専門員等が支援協力者となる必要はありませんが、一方、業務継続計画（BCP）居宅介護支援サービス固有事項において、災害発生時で事業が継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握を通じ居宅サービスの実施状況の把握を行うこととされています。

このことから、安否確認について介護支援専門員等が支援協力者となることを妨げるものではありません。

問3 支援協力者が得られない場合も個別避難計画の作成は実施するのか。作成する場合、支援協力者は空欄としておくのか。

答 支援協力者については、親族に限らず、友人・知人・近隣住民など、避難支援の内容に応じて、幅広く検討して頂ければと思います。それにもかかわらず支援協力者が得られない場合は、空欄で個別避難計画を作成し、提出してください。

問4 事業所は個別避難計画作成後、避難支援協力者に対し同意書の署名をいただくが、避難支援協力者に対する承諾や調整は誰がするのか。

答 要支援者自身から、避難支援協力者に依頼して頂くことを原則とします。ただし、要支援者の心身の状況に応じて必要な援助をお願いします。

問5 支援協力者の住んでいる場所は、どの辺の範囲までを想定していますか？

答 支援協力者の支援内容によって異なりますが、避難所への移動支援を行う場合等は、市内在住が望ましいと考えます。

VI その他

問1 途中でサービス未利用になって関わりがなくなった方、未利用者の方でも緊急性が高い方はいると思うので、その対応はどうか？作成時期を区切ってすべきなのか。

答 サービス未利用者については、令和8年度以降、対象者を市で確認して個別避難計画を作成する予定としておりますが、今年度、既に事業所において把握している対象者がいらっしやいましたら、個別避難計画を作成して頂いて支障ありません。

問2 今後、介護支援専門員や相談支援専門員個人に業務を委託する予定はありますか？

答 介護支援専門員等、専門職個人へ委託をする予定はありません。

問3 介護保険はミドルリスク層に細かく分けられているが、令和6年、7年は障がいの方は、事業所でリスクの高い人から作成したので良いのか。リスクの判断基準は誰が決めるのか。

答 個別避難計画を作成する順番について、地域のハザードの状況から土砂災害警戒区域、浸水区域等に居住する方を優先的にお願いします。

問4 避難行動要支援者避難支援制度に既に登録している方は、また新たに登録し直すのでしょうか？

答 今年度の委託事業開始に併せて、個別避難計画の様式を見直し、法定項目を含めて追加したため、既に登録している方についても、個別避難計画作成をお願いします。

問5 市から共通で配布可能な説明用の書類、支援者への協力依頼書が別途必要だと思われる。

答 避難行動要支援者支援制度説明用のリーフレットを作成したのでご活用ください。委託契約時に一定部数配布するほか、ホームページ上にも掲載します。

問6 個別避難計画作成費用が4,380円となっている理由について伺いたい。

答 個別避難計画作成業務については、介護プラン作成手順と類することから、作成費用について、介護保険制度における指定介護予防支援の介護報酬を参考としたものです。